| | |
|---|---|
| 二二 | 二四、五〇〇トン |
| 二二 | 二一三トン |
| 二三 | 五、二八五トン |
| 二四 | 五三トン |
| 二五 | 〇トン |
| 二六 | 一、八五五トン |
| 二七 | 九、六一五トン |
| 二八 | 六トン |
| 二九 | 三四二トン |

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別表第一の六の項名 | 輸入数量 |
|---|---|
| 一三 | 四、一八八、七一八トン |
| 一四 | 二五〇、一一八トン |

**○財務省告示第二十四号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

平成三十年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十万九千三百七十五トン

二　冷凍牛肉　二十四万四千六百九十三トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万四千三百九十トン

二　冷凍牛肉　十万千百三十七トン

**○財務省告示第二十五号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十二万八千二百五十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十二万八千三百十トン

**○財務省告示第二十六号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三千三百十四トン

二　冷凍牛肉　十三万八千百四十九トン

**○財務省告示第二十七号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六の四の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成三十年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成三十年二月一日

**○厚生労働省告示第二十号**

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年二月一日から適用する。

平成三十年一月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 | 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 |
| 一　削除 | 一　パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS－1内服併用療法　腹膜播種又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。） |
| 二～八十　（略） | 二～八十　（略） |
| 八十一　術後のアスピリン経口投与療法（下部直腸を除く大腸がん（ステージがⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） | （新設） |
| 八十二　TRPV2阻害薬経口投与療法（心不全（十三歳以上の患者に係るものであって、筋ジストロフィーによるものに限る。） | （新設） |

**○農林水産省告示第二百五十七号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成三十年三月一日　第二十号

二　登録認定機関の名称及び住所

エコサート・ジャパン株式会社　東京都港区赤坂四丁目七番六号赤坂ビジネスコート

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都港区赤坂四丁目七番六号赤坂ビジネスコート

**○農林水産省告示第二百五十八号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健